

豊岡市公共施設マネジメント基本方針

平成27年5月

目 次

1. 公共施設マネジメントの目的	1
(1) 背景と目的	
(2) 公共施設マネジメントとは	
2. 公共施設の保有状況	2
(1) 延床面積の内訳	
(2) 類似都市との比較	
3. 公共施設を取り巻く現状と課題	6
(1) 老朽化の進行	
(2) 耐震化の状況	
(3) 市民ニーズ等の変化	
(4) 厳しい財政状況	
4. 公共施設マネジメントの基本的な考え方と原則	15
(1) 公共施設マネジメントの基本的な考え方	
(2) 公共施設マネジメント3原則	
5. 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する方針	18
(1) 分野横断的な視点に基づく保有量の最適化	
(2) 計画的な保全による長寿命化	
(3) 効率的・効果的な維持管理・運営	
6. 推進体制等	26
(1) 推進体制	
(2) 情報の一元管理・共有化	
(3) 市民との情報共有	
7. 用語の説明	27

1. 公共施設マネジメントの目的

(1) 背景と目的

本市の保有する公共施設※は、高度経済成長期以降の行政需要の増大に伴い整備され、特に昭和 50 年代後半からその多くが整備されています。近年、公共施設の老朽化対策が全国的に大きな課題となっていますが、本市においても、既に老朽化が進行している施設があり、さらに将来的には多くの公共施設が改修や建替え時期を迎えることで、多額の財政負担を伴うことが予測されます。

他方、人口減少・超高齢社会の到来など社会状況の変化に伴い、既存の公共施設の利用需要や公共施設が担うべき役割・機能が変化しています。また、少子高齢化等に伴う扶助費等経費の増大が確実視されている中で、近年の財政状況を踏まえると、これまでと同じ水準で公共施設整備への投資を継続することは困難であると考えられます。

とりわけ本市では、平成 17 年の市町合併に伴い、旧市町時代に整備された用途や目的が重複している公共施設が多く存在しています。旧市町時代には、それぞれが独立した自治体として必要な公共施設を整備してきた経緯もありますが、旧市町から引き継いだ施設の総合的な調整を含めた公共施設のあり方の見直しが必要となっています。

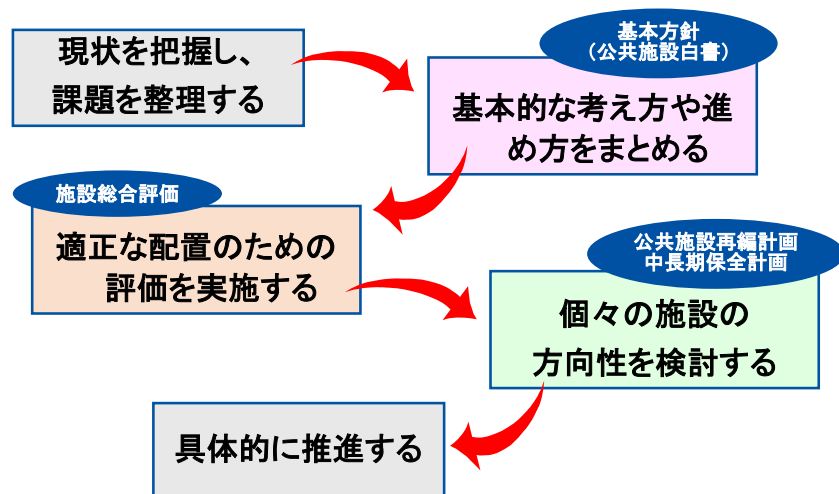
本方針は、このような公共施設を取り巻く環境の変化に対応していくため、公共施設マネジメントの推進に係る基本的な考え方や取組の方針を明らかにするものです。

※本方針は、本市が保有又は管理している公共施設のうち、建物系の施設（いわゆるハコモノ）を対象とします。（道路、橋りょう、公園等の土木系の施設や水道、下水道等の公営企業関連施設を除きます。）

(2) 公共施設マネジメントとは

公共施設マネジメントとは、総合的かつ統括的な観点で本市が保有する公共施設の現状と課題を分析し、市民に提供する施設サービスの水準を適切に維持するため、施設保有量の見直しや計画的な保全による施設の長寿命化など、保有する公共施設を最適に維持管理し、有効活用を図るための取組をいいます。

図表 1.1 公共施設マネジメントの進め方



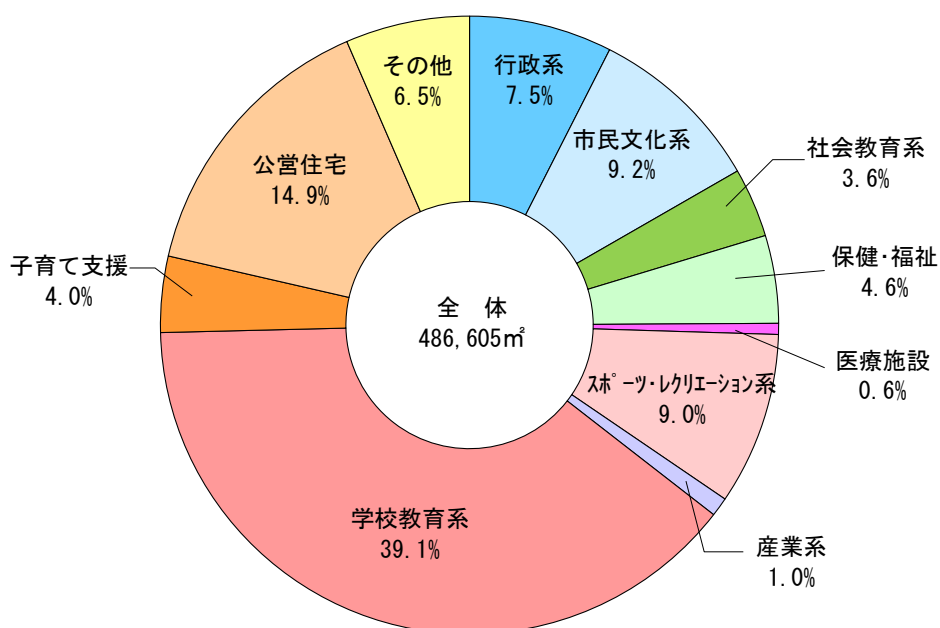
2. 公共施設の保有状況

(1) 延床面積の内訳

本市では574施設、総延床面積約48.7万㎡（平成26年4月1日現在）の公共施設を保有しています。

その内訳は、学校教育系施設が39.1%（約19.0万㎡）で最も多く、次いで公営住宅が14.9%（約7.3万㎡）、市民文化系施設が9.2%（約4.5万㎡）、スポーツ・レクリエーション系施設が9.0%（約4.4万㎡）となっており、学校教育系施設と公営住宅の2つの用途で公共施設の5割以上を占めています。

図表 2.1 用途別の延床面積の割合



注：小数点以下第2位を四捨五入して割合を算出しているため、合計が100%にならない。

図表 2.2 公共施設の一覧

大分類	中分類	主な施設	延床面積	構成比
01 行政系施設	01 庁舎	市役所、庁舎	25,885 m ²	5.32%
	02 その他行政系施設	防災センター、市議会議場、豊岡稽古堂	2,767 m ²	0.57%
	03 消防施設	消防本部、消防署、分署	4,104 m ²	0.84%
	04 消防車庫・詰所	消防団車庫・詰所	2,867 m ²	0.59%
	05 防災資機材庫	防災資機材備蓄庫、防災倉庫	471 m ²	0.10%
	06 水防倉庫	水防倉庫	339 m ²	0.07%
02 市民文化系施設	01 公民館	地区公民館	19,716 m ²	4.05%
	02 集会施設	集会所、生活支援センター	8,867 m ²	1.82%
	03 文化施設	市民プラザ、市民会館、文化会館	16,196 m ²	3.33%
03 社会教育系施設	01 図書館	図書館、図書館分室	4,467 m ²	0.92%
	02 博物館・資料館	美術館、コウノトリ文化館、歴史資料館	13,031 m ²	2.68%
	03 社会教育系施設	野鳥観察棟、出石辰鼓楼、長屋門	164 m ²	0.03%
04 保健・福祉施設	01 健康福祉施設	健康福祉センター	19,409 m ²	3.99%
	02 高齢福祉施設	老人福祉センター、長寿園	1,820 m ²	0.37%
	03 障害福祉施設	共同作業所、通所作業所	536 m ²	0.11%
	04 その他福祉施設	隣保館	571 m ²	0.12%
05 医療施設	01 医療施設	診療所	2,812 m ²	0.58%
06 スポーツ・レクリエーション施設	01 観光センター	まちなか交流館、まちなかステーション	2,322 m ²	0.48%
	02 スポーツ施設	体育館、スポーツセンター、健康増進センター	29,532 m ²	6.07%
	03 レクリエーション施設	野外活動施設、自然ふれあいセンター	6,899 m ²	1.42%
	04 温泉施設	ゆとろぎ、福寿の湯、乙女の湯	5,198 m ²	1.07%
07 産業系施設	01 産業系施設	農産物加工場、農産物直売所	4,634 m ²	0.95%
	02 環境関連施設	ソーラーPR館、エコハウス	205 m ²	0.04%
08 学校教育系施設	01 中学校	中学校	66,643 m ²	13.70%
	02 小学校	小学校	118,507 m ²	24.35%
	03 給食センター	給食センター	5,114 m ²	1.05%
09 子育て支援施設	01 幼稚園	幼稚園	8,184 m ²	1.68%
	02 保育園	保育園	2,319 m ²	0.48%
	03 こども園	こども園	5,201 m ²	1.07%
	04 放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	1,841 m ²	0.38%
	05 その他子育て支援施設	子育てセンター	1,816 m ²	0.37%
10 公営住宅	01 公営住宅	市営住宅	72,551 m ²	14.91%
11 その他	01 供給処理施設	清掃センター	6,321 m ²	1.30%
	02 ポンプ場	排水機場、排水ポンプ室	542 m ²	0.11%
	03 公園	公園(便益施設)、公園休憩所	2,140 m ²	0.44%
	04 斎場・霊苑	斎場、霊苑	705 m ²	0.14%
	05 駐車場	駐車場	472 m ²	0.10%
	06 バス停留所	市営バス停留所	106 m ²	0.02%
	07 交通関係施設	駅、駅前広場待合所	1,059 m ²	0.22%
	08 車庫	重機車庫、バス車庫	412 m ²	0.08%
	09 倉庫	倉庫、収蔵庫、書庫	1,027 m ²	0.21%
	10 公衆便所	公衆便所、トイレ	614 m ²	0.13%
	11 その他	旧小学校・幼稚園・保育園	18,217 m ²	3.74%

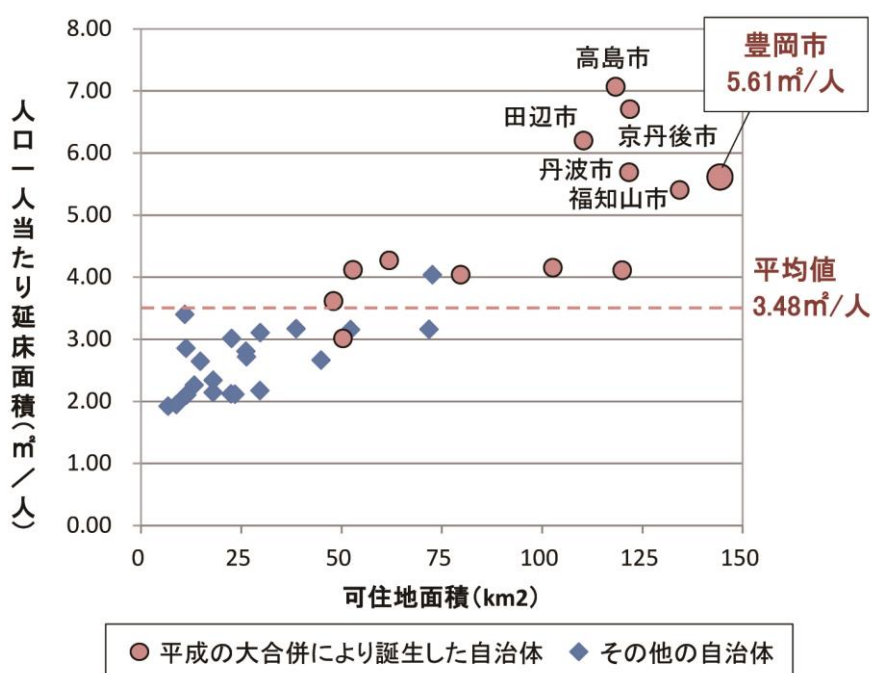
(2) 類似都市との比較

人口一人当たり延床面積は $5.61 \text{ m}^2/\text{人}$ となっています。人口一人当たり延床面積は、行政区域面積（可住地面積）に比例する傾向にありますが、近畿圏内の類似団体※平均値（ $3.48 \text{ m}^2/\text{人}$ ）を大きく上回っています。

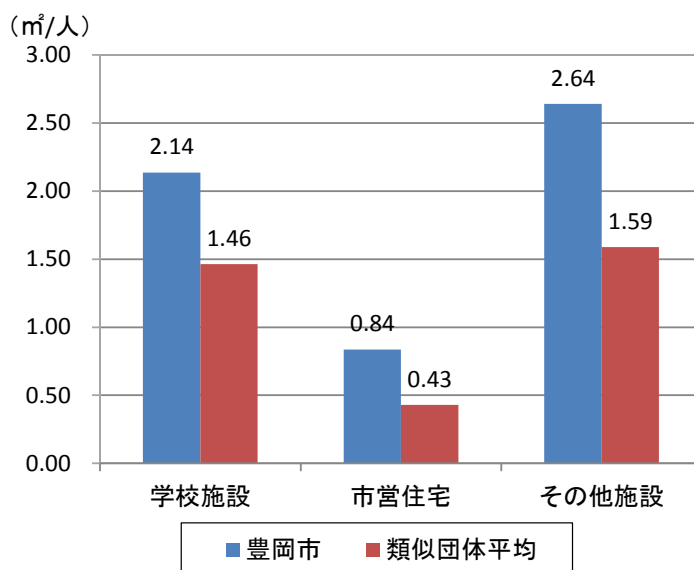
また、公共施設の用途を学校施設、公営住宅、その他施設に区分して近畿圏内の類似団体と比較すると、学校施設、公営住宅、その他施設ともに類似団体を上回っており、特に、その他施設の保有量が類似団体平均値と大きく乖離しています。

※人口が5万人以上10万人未満で、第2次産業と第3次産業の就業人口比率の合計が95%未満、かつ第3次産業の就業人口比率が55%以上の団体（類型Ⅱ－1）

図表 2.3 人口一人当たり延床面積の類似団体との比較（近畿圏内）



図表 2.4 人口一人当たり延床面積の類似団体との比較（近畿圏内）



図表 2.5 人口一人当たり延床面積の類似団体との比較（近畿圏内）

都道府県	類似団体	平成の大合併	総面積 (km ²)	可住地 面積 (km ²)	人口 (千人)	延床 面積 (万㎡)	1人 当たり 延床 面積 (㎡/人)	学校 施設 (㎡/人)	市営 住宅 (㎡/人)	その他 施設 (㎡/人)
滋賀県	近江八幡市	合併	177.39	79.67	82.03	33.15	4.04	1.55	0.89	1.60
滋賀県	守山市	—	55.73	44.96	79.43	21.12	2.66	1.25	0.25	1.16
滋賀県	栗東市	—	52.75	29.80	66.40	20.57	3.10	1.29	0.48	1.33
滋賀県	野洲市	合併	80.15	48.01	50.84	18.38	3.62	1.27	0.46	1.89
滋賀県	高島市	合併	693.00	118.31	52.39	37.03	7.07	2.07	1.06	3.94
京都府	福知山市	合併	552.57	134.28	81.12	43.85	5.41	1.72	0.87	2.81
京都府	舞鶴市	—	342.35	72.78	87.91	35.47	4.03	1.61	0.66	1.76
京都府	亀岡市	—	224.90	71.88	92.47	29.17	3.15	1.38	0.49	1.28
京都府	城陽市	—	32.74	22.56	79.37	16.77	2.11	1.21	0.01	0.90
京都府	向日市	—	7.67	6.85	54.25	10.39	1.91	1.13	0.05	0.73
京都府	八幡市	—	24.37	22.72	73.55	22.11	3.01	1.38	0.59	1.04
京都府	京田辺市	—	42.94	29.75	65.41	14.18	2.17	0.98	0.24	0.95
京都府	京丹後市	合併	501.84	121.88	59.63	39.99	6.71	2.81	0.32	3.58
京都府	木津川市	合併	85.12	50.36	72.11	21.75	3.02	1.62	0.23	1.16
大阪府	泉大津市	—	13.26	13.36	76.83	17.32	2.25	1.05	0.17	1.03
大阪府	貝塚市	—	43.99	26.24	90.27	25.30	2.80	1.20	0.77	0.84
大阪府	柏原市	—	25.39	18.04	72.77	16.98	2.33	1.38	0.00	0.96
大阪府	摂津市	—	14.88	14.88	84.11	22.18	2.64	1.30	0.19	1.14
大阪府	高石市	—	11.35	11.35	59.05	16.83	2.85	1.19	0.11	1.55
大阪府	藤井寺市	—	8.89	8.89	66.47	12.91	1.94	0.91	0.00	1.03
大阪府	泉南市	—	48.48	26.42	64.59	17.53	2.71	1.20	0.39	1.12
大阪府	四條畷市	—	18.74	11.30	57.24	11.98	2.09	1.28	0.01	0.80
大阪府	大阪狭山市	—	11.86	11.56	57.65	12.10	2.10	1.09	0.00	1.01
兵庫県	芦屋市	—	18.50	10.99	96.50	32.75	3.39	1.04	1.12	1.24
兵庫県	豊岡市	合併	697.66	144.33	86.69	48.66	5.61	2.14	0.84	2.64
兵庫県	三木市	合併	176.58	102.66	81.00	33.64	4.15	1.63	0.39	2.13
兵庫県	丹波市	合併	493.28	121.66	68.75	39.12	5.69	2.29	0.70	2.71
奈良県	大和郡山市	—	42.68	38.78	89.63	28.37	3.17	1.37	0.28	1.52
奈良県	天理市	—	86.37	52.33	67.46	21.26	3.15	1.24	0.52	1.39
奈良県	香芝市	—	24.23	18.10	77.62	16.60	2.14	1.21	0.03	0.90
和歌山県	海南市	合併	101.19	61.85	55.24	23.60	4.27	1.77	0.64	1.87
和歌山県	橋本市	合併	130.31	52.85	66.66	27.45	4.12	1.68	0.81	1.63
和歌山県	田辺市	合併	1,026.77	110.32	80.12	49.67	6.20	2.28	1.07	2.85
和歌山県	紀の川市	合併	228.24	119.96	66.86	27.50	4.11	1.69	0.34	2.08
和歌山県	岩出市	—	38.50	23.54	53.28	11.24	2.11	1.07	0.04	1.00
類似団体 平均		—	175.28	52.95	71.88	25.06	3.48	1.47	0.43	1.59

資料：平成 26 年 3 月 31 日住民基本台帳人口（豊岡市人口）、
平成 25 年 3 月 31 日住民基本台帳人口（豊岡市以外の人口）、平成 25 年度公共施設状況調（豊岡市以外の延床面積）、
統計からみる市区町村のすがた 2014（可住地面積）

注 1：可住地面積とは、総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いて算出したもの。

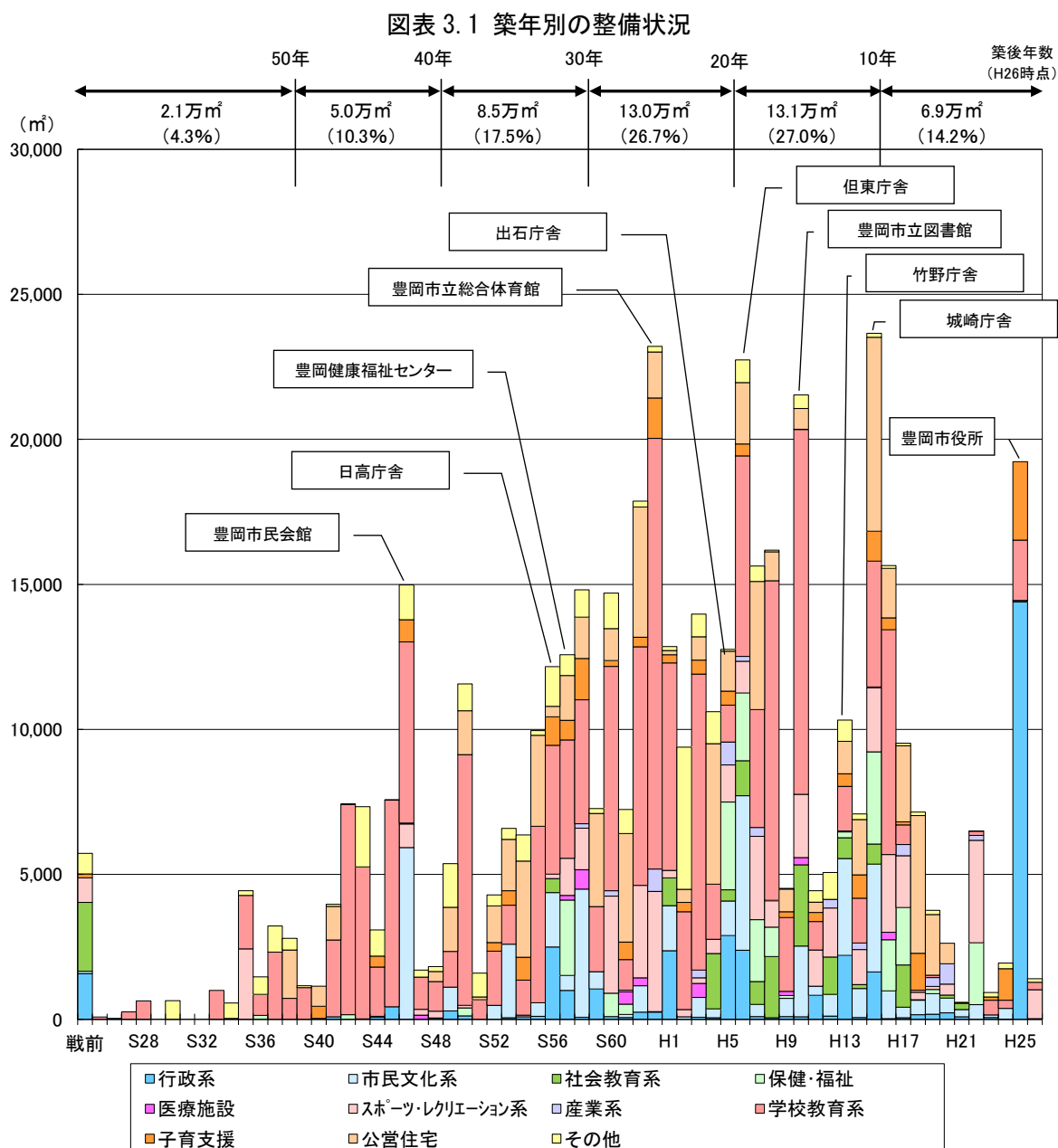
注 2：学校施設は小学校と中学校の計（他市との比較のため学校教育系施設のうち、学校給食センターはその他施設で計上した）。

3. 公共施設を取り巻く現状と課題

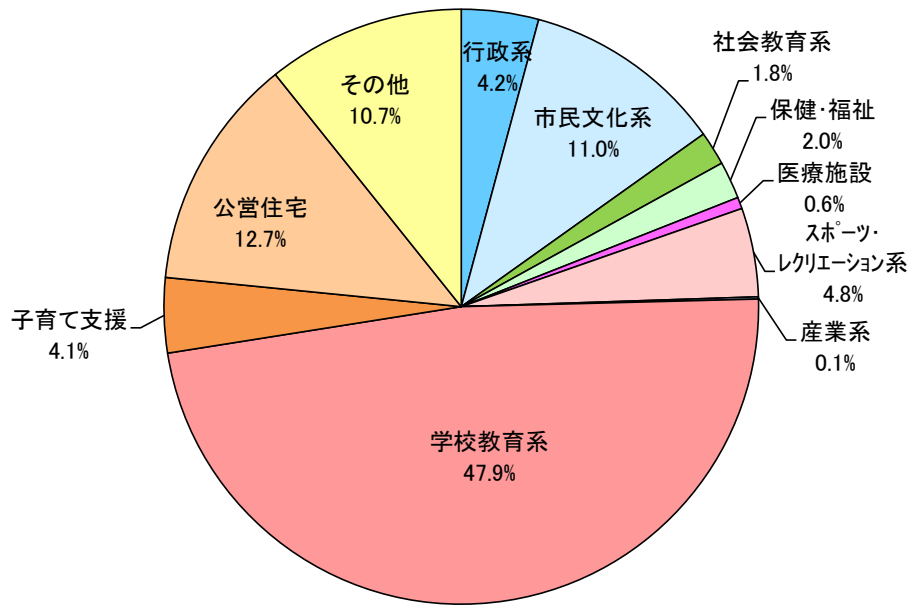
(1) 老朽化の進行

公共施設の整備面積を築年別にみると、昭和 55 年までは学校教育系施設を中心に毎年 1 万㎡以下で推移してきましたが（昭和 46・50 年を除く）、その後、昭和 56 年から平成 16 年にかけて急増しています。また、新庁舎を建設した平成 25 年に再び増加しています。

平成 26 年現在、一般的に大規模改修が必要とされている築 31 年以上（昭和 58 年以前）を経過している公共施設は 32.1%（約 15.6 万㎡）を占めています。築 31 年以上の施設の内訳は、学校教育系施設が 47.9%（約 7.5 万㎡）と最も多く、次いで公営住宅が 12.7%（約 2.0 万㎡）、市民文化系施設が 11.0%（約 1.7 万㎡）となっており、今後、施設の老朽化による安全性の低下や日常的な修繕等に係る費用の増大、大規模改修や建替え時期の集中が予想されます。

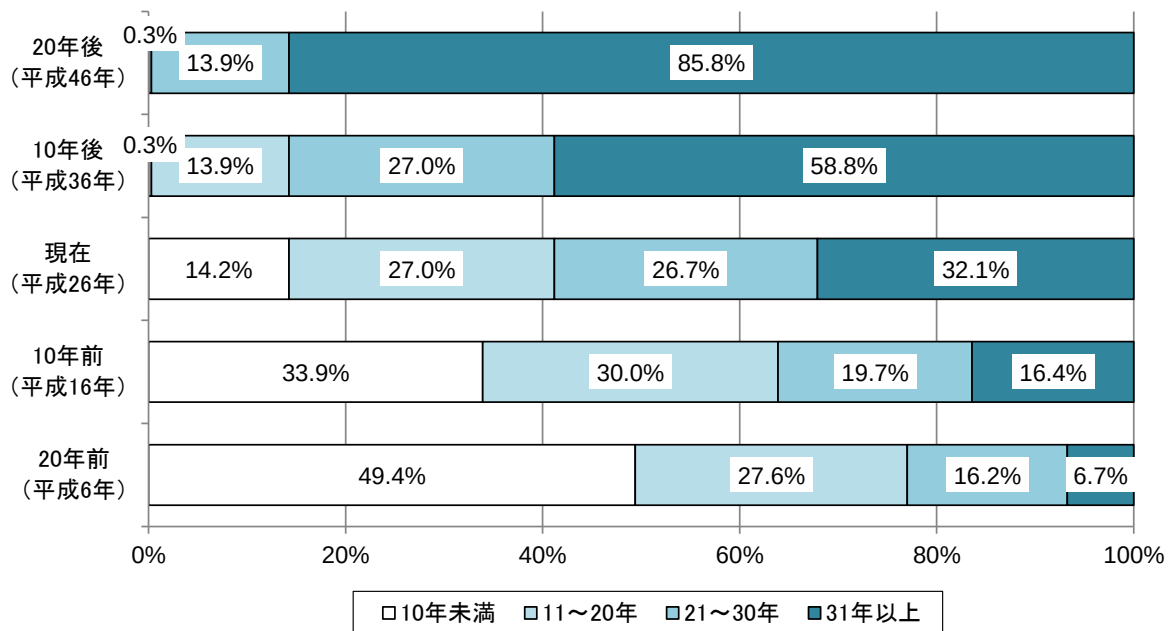


図表 3.2 用途別の延床面積の割合（築 31 年以上）



注：小数点以下第2位を四捨五入して割合を算出しているため、合計が100%にならない。

図表 3.3 築年別延床面積の割合の推移



注1：過去の延床面積の割合は、現在までに除却した公共施設を考慮していない。

将来の延床面積の割合は、現在の公共施設をすべて保有すると仮定した場合の試算値である。

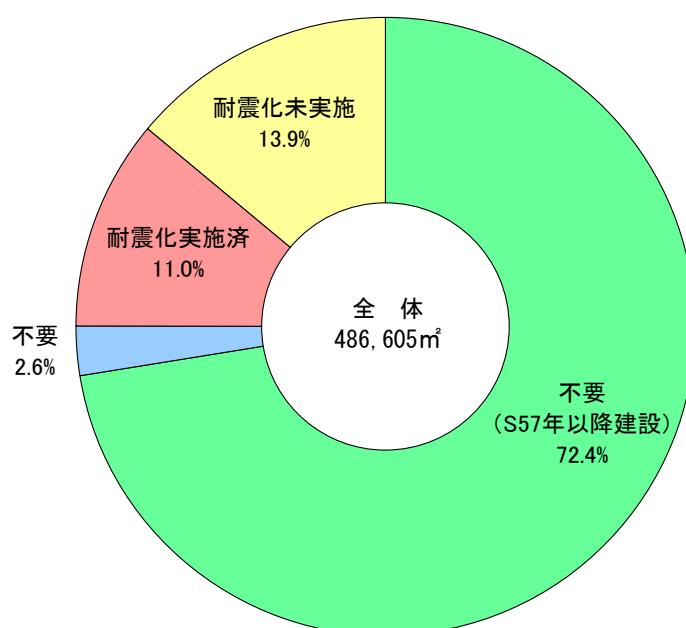
注2：小数点以下第2位を四捨五入して割合を算出しているため、合計が100%にならない場合がある。

(2) 耐震化の状況

耐震化の状況をみると、建築基準法の改正による新耐震基準の施行以降（昭和56年6月1日以降に着工したもの。ただし、本方針では建築年が昭和57年以降のものを集計している。）に建設され耐震化が不要な施設が72.4%（約35.3万㎡）と全体の2/3以上を占めています。

また、新耐震基準以前（昭和56年5月31日以前に着工したもの。ただし、本方針では建築年が昭和56年以前のものを集計している。）に建設された施設が27.6%（約13.4万㎡）となっていますが、そのうち新耐震基準を満たしている建物が2.6%あるほか、耐震改修を実施済の建物が11.0%あり、公共施設全体の耐震化率は86.1%となっています。

図表 3.4 耐震化の状況



注：小数点以下第2位を四捨五入して割合を算出しているため、合計が100%にならない。

(3) 市民ニーズ等の変化

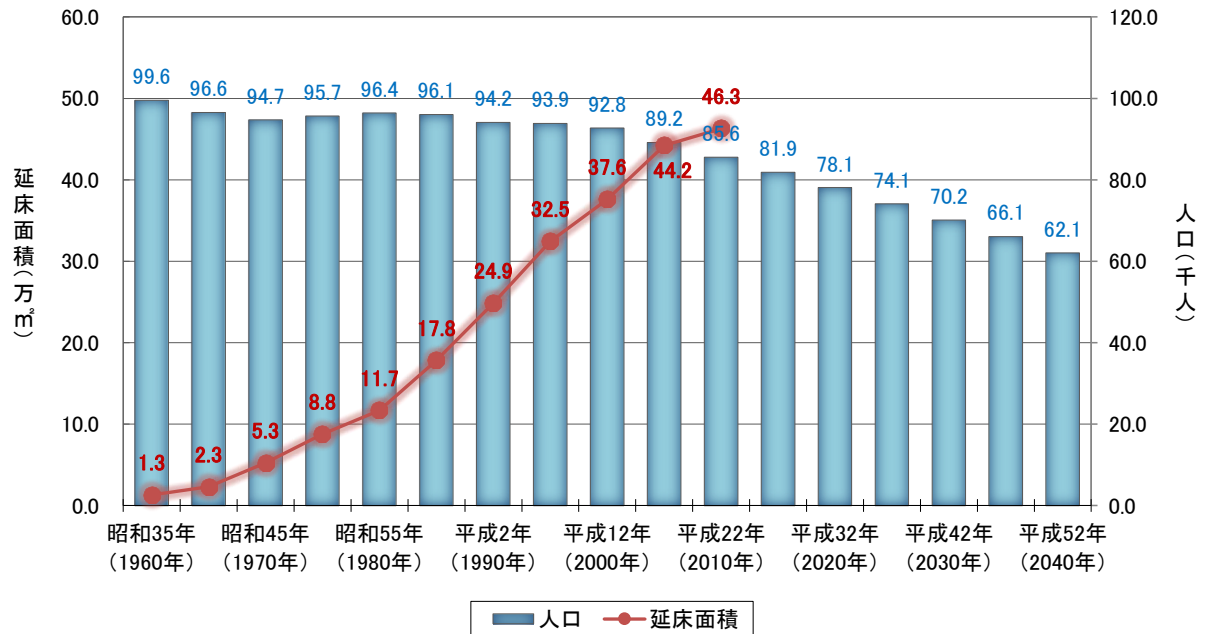
平成 22 年国勢調査における本市の人口は 85,592 人であり、昭和 55 年以降一貫して減少を続けていますが、公共施設の延床面積は増加している状況です。

将来の人口推計（平成 25 年 3 月推計）によると、人口の減少傾向は今後も継続し、平成 22 年から 30 年後の平成 52 年には約 6.2 万人（平成 22 年比△27.5%）となる見込みです。

また、少子高齢化が一段と進むと予想され、平成 52 年には、平成 22 年と比較して年少人口（0 歳から 14 歳）が約 0.5 万人、生産年齢人口（15 歳から 64 歳）が約 1.9 万人減少し、その割合がそれぞれ約 1 割（約 0.7 万人）、約 5 割（約 3.0 万人）になる一方で、老年人口（65 歳以上）の割合が約 4 割（約 2.5 万人）となる見込みです（ただし、老年人口のピークは平成 32 年の約 2.7 万人）。

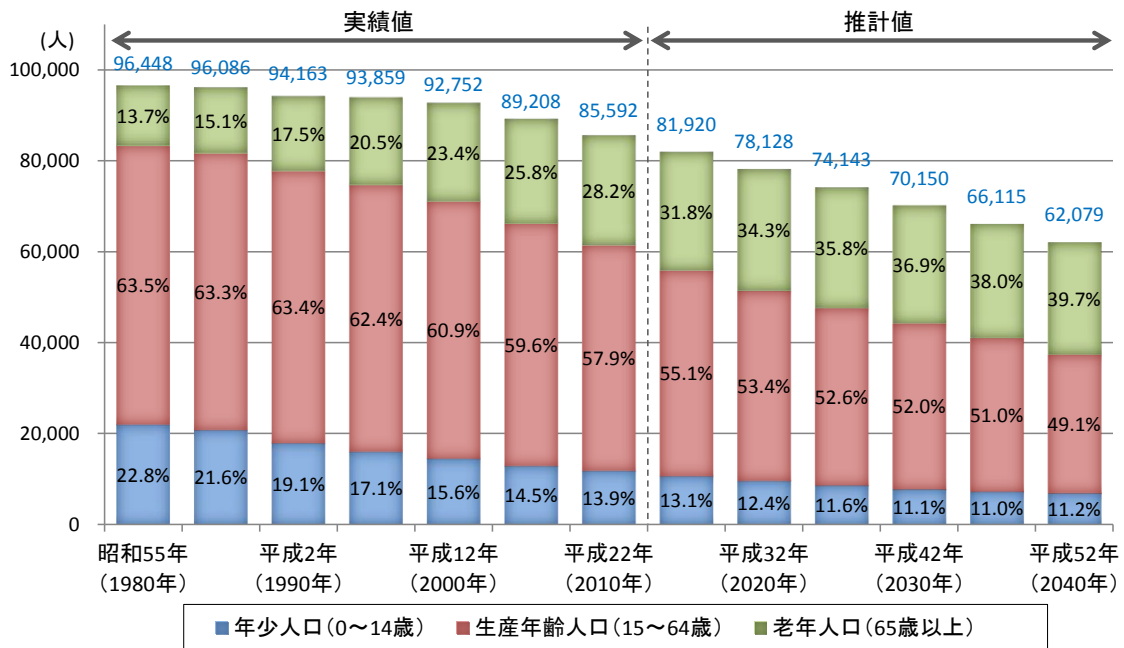
年少人口の減少に伴い小中学校、幼稚園等では余裕・余剰施設が発生すると同時に、老年人口の増加に伴い高齢者福祉施設が不足することが考えられるなど、人口減少や人口構成の変化により既存の公共施設の利用需要に変化が生じるほか、本市では、「新しい地域コミュニティ」の活動拠点として地区公民館からコミュニティセンターへの移行を計画しており、建設当時と比べて公共施設が担うべき役割・機能が変化しています。

図表 3.5 延床面積と人口の推移



資料：国勢調査（平成 22 年以前人口）、国立社会保障・人口問題研究所（平成 27 年以降人口）

図表 3.6 人口及び人口構成の推移と将来見通し



資料：国勢調査（平成 22 年以前）、国立社会保障・人口問題研究所（平成 27 年以降）

(4) 厳しい財政状況

本市の歳入は、地方交付税、市債等に依存しており、非常に脆弱な構造となっています。

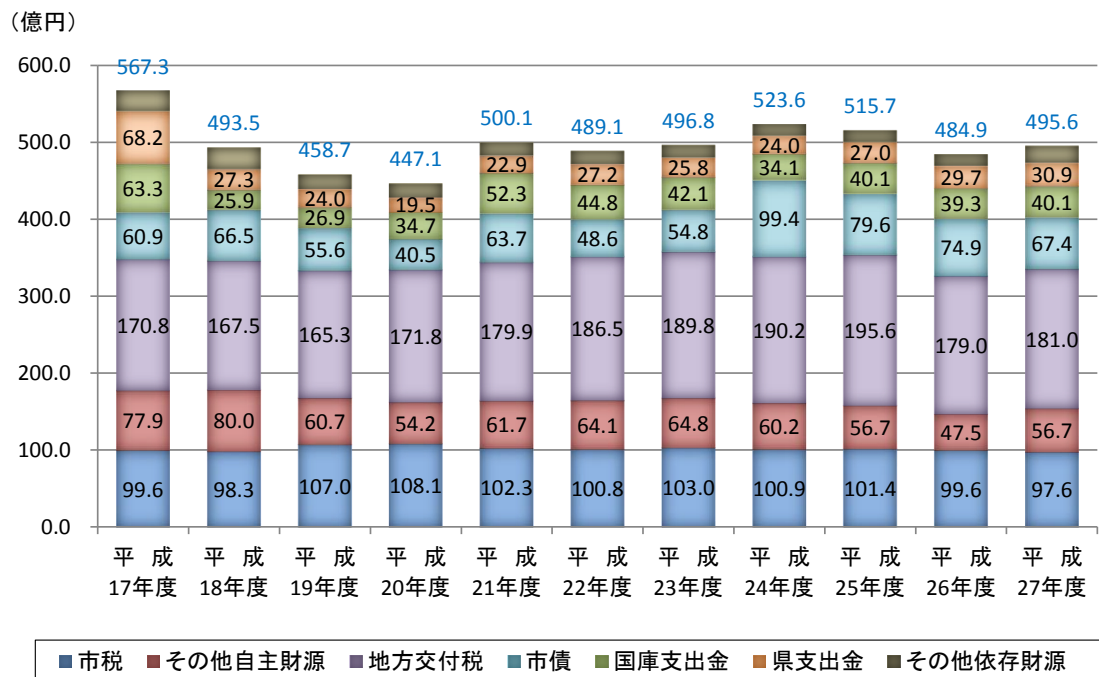
市税等の自主財源は平成 18 年度をピークに減少傾向にあり、平成 27 年度（当初予算）は約 154 億円と歳入の約 31%にとどまっています。生産年齢人口の減少等により、市税収入の大幅な増加が見込めないことに加え、市町合併により特別な方法で算定されてきた普通交付税が平成 28 年度から段階的に縮減される見込であることから、本市の財政運営は非常に厳しくなるものと推測されます。

一方、歳出をみると、義務的経費については、職員数の減少等により人件費が減少しているものの、高齢化の進展等により扶助費が平成 17 年度～27 年度の 11 年間で 1.7 倍に増加しています。

また、公共施設整備等に充当される投資的経費は、災害復旧事業費が多くを占めている平成 17 年度と新庁舎の建設等を行った平成 24・25 年度を除き、71 億円前後で推移していますが、近年の投資的経費は合併特例債の活用等による影響が大きく、平成 26 年度決算見込では 12.4 億円の一般財源で 73.6 億円の事業が実施できましたが、合併特例期間が終了する平成 33 年度には 8.8 億円の一般財源で 25.7 億円の事業しか実施できないと推測されます。

このように、今後の普通交付税の減少や生産年齢人口の減少による税収の伸び悩み、高齢化に伴う扶助費の増加等を踏まえると、公共施設の大規模改修や建替え等に対して財源不足となる状況が予想されます。

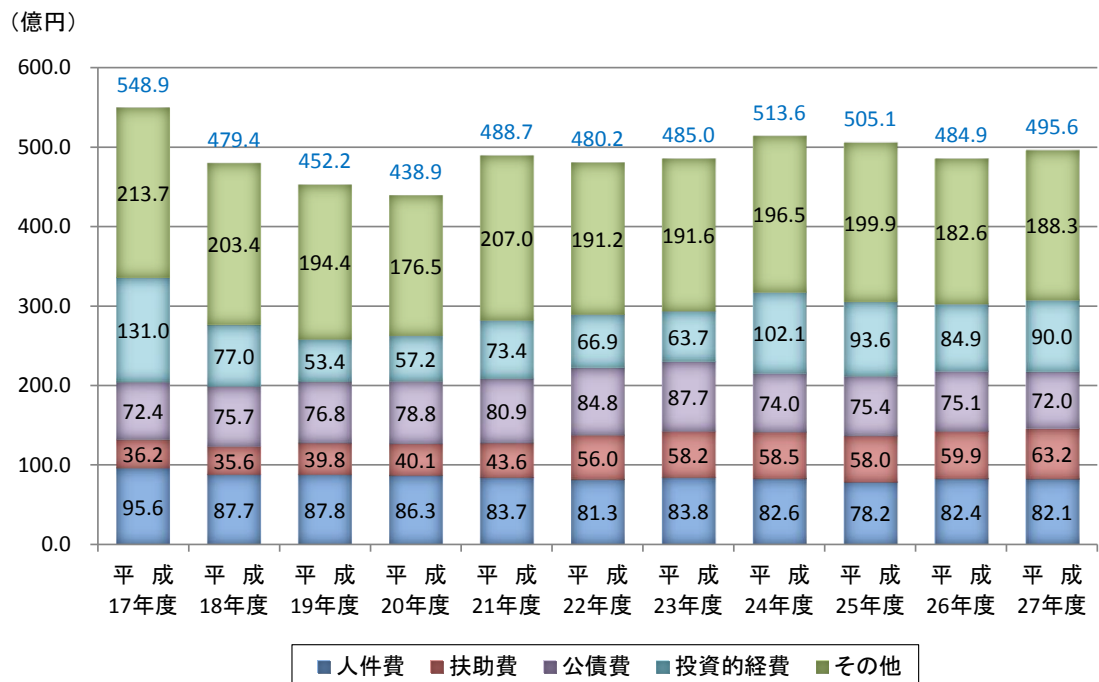
図表 3.7 歳入の推移



資料：豊岡市財政課

注：平成26年度、27年度は当初予算

図表 3.8 歳出の推移



資料：豊岡市財政課

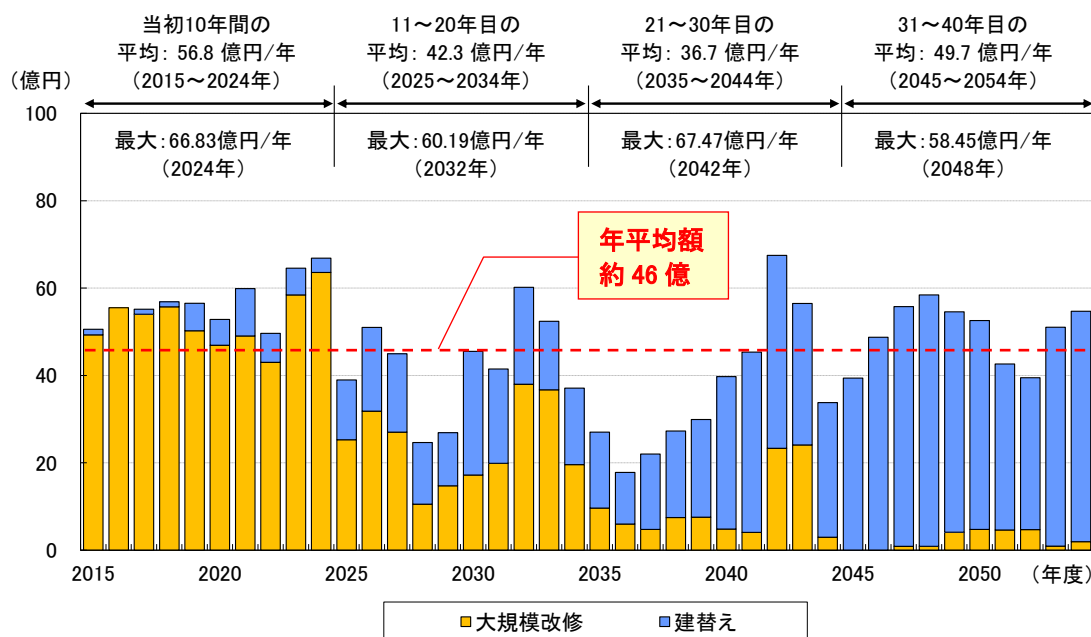
注：平成26年度、27年度は当初予算

(更新費用の試算結果)

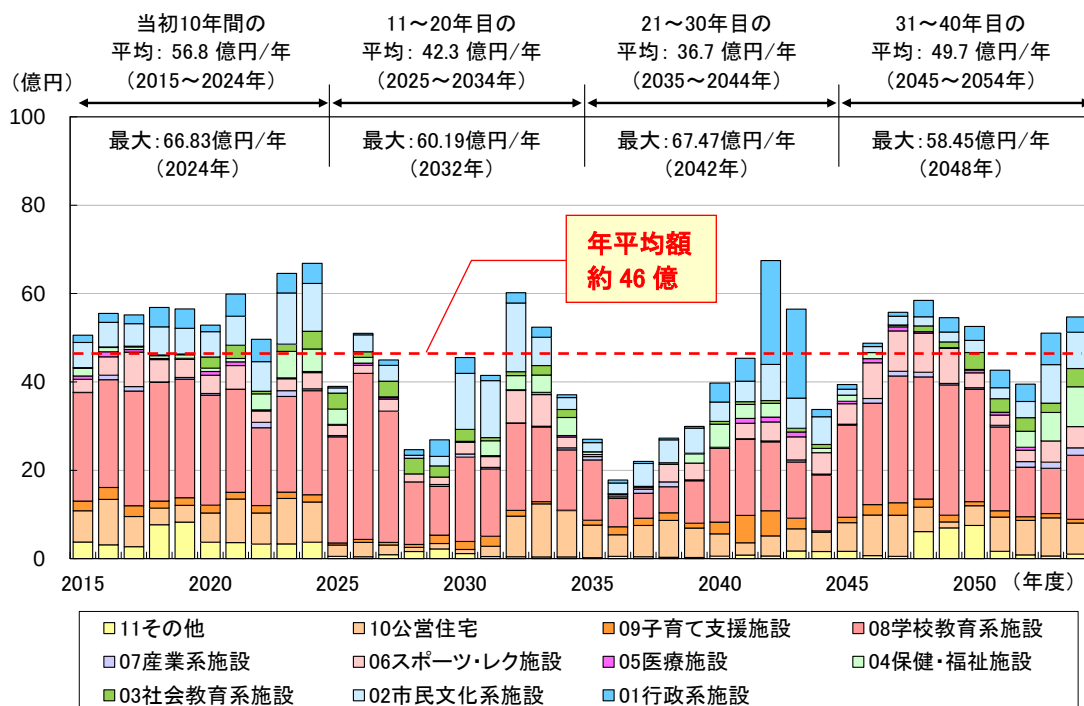
現在保有する公共施設をすべて維持することを前提として、築後 31 年目で大規模改修、61 年目で建替えという一般的なサイクルで更新とした場合、今後 40 年間で総額約 1,856 億円が必要となり、年平均で約 46 億円の負担が見込まれます。

前述のとおり、平成 33 年度に 25.7 億円程度の投資的事業しかできないこととなった場合、道路・橋りょう等の土木系施設の修繕や更新、新設等には全く投資せずに、全額この公共施設の大規模改修・建替え費用に充てたとしても、なお約 20 億円の不足が生じることになります。

図表 3.9 建替え・大規模改修に係るコスト試算



図表 3.10 建替え・大規模改修に係るコスト試算



■ 更新費用の試算方法

ア 試算の対象

本市の保有する全ての公共施設（建物系の施設）のうち、次のものを除いて試算した。

- ・社会教育系施設（博物館・資料館）のうち、文化財等の施設
- ・概ね普通財産施設が該当する「その他」施設

イ 試算方法

総務省が公開している「公共施設更新費用試算ソフト」の条件設定と同様とし、公共施設の更新（大規模改修及び建替え）に要する費用を試算した。

- ・現在の公共施設を現在と同じ面積で更新すると仮定
- ・今後新たな施設の建設は行わないものと仮定
- ・推計期間を 40 年間（基準年：平成 26 年）とし、延床面積に各施設用途別の更新単価を乗じて更新費用を試算

○建替え

実施年数：築 60 年、実施期間：3 年間（築年 59・60・61 年目で費用発生）

○大規模改修

実施年数：築 30 年、実施期間：2 年間（築年 29・30 年目で費用発生）

積残し期間：10 年間（基準年時点で築 31 年以上が経過している公共施設については、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定する。
ただし、築 51 年以上が経過しているものは大規模改修を行わず、建替えを行うと仮定する。）

なお、概ね 1,000 万円以上の工事を実施している施設は、大規模改修が「実施済」として扱った。

図表 3.11 用途別の更新単価

大分類	大規模改修	建替え
01 行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
02 市民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
03 社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
04 保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
05 医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
06 スポーツ・レクリエーション施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
07 産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
08 学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
09 子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
10 公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
11 その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡
12 供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡

4. 公共施設マネジメントの基本的な考え方と原則

(1) 公共施設マネジメントの基本的な考え方

ア 地域コミュニティとの連携により必要なサービスを維持・向上させる

人口減少社会の到来や少子高齢化の進展等に伴い、公共施設が担うべき役割・機能が質・量ともに変化しているため、公共施設マネジメントに当たっては、地域コミュニティとの対話や連携を基本として、市民のニーズや社会的要請の変化、さらには広大な市域といった地域特性を的確に捉え、将来に必要な施設サービスの維持・向上を図ります。

その際、公共施設はサービスを提供する手段であるとの認識に立ち、従来の目的別に施設整備を行うのではなく、地域に必要な「施設の整備」から「機能の提供」へと発想を転換していきます。

また、住民の生活に必要なサービス機能を維持する小さな拠点の形成や、就業機会を創出する施設の立地誘導等といった地方創生に向けた総合戦略とも連携するなど、将来のまちのあり方を踏まえて公共施設の果たす役割を再構築することにより、効率的・効果的なマネジメントを展開します。

これらを通じて、市民生活の質の向上や地域の活性化を図ります。

イ 公共施設の安全性を確保する

公共施設は、行政サービスや義務教育の提供、子育て支援、高齢者支援、地域コミュニティの拠点等の役割を担い、市民の暮らしを支えています。また、災害時には、避難場所や備蓄倉庫等として市民の安全を守る重要な役割を担っています。

老朽化により安全性が低下し、日常的な修繕等が必要となっている公共施設が多くなっているため、公共施設マネジメントに当たっては、今後とも市民等が安全に安心して公共施設を利用できる環境を整えるとともに、災害時に必要な防災機能の役割を果たしていくことも重視し、施設の安全性の確保を図ります。

ウ 多額の財政負担を軽減させる

今後、財政運営が非常に厳しくなる中で、公共施設の更新等に多額の財政負担を伴うことが予測されます。このような財政負担が他の行政サービスの提供に支障を及ぼさないようにするため、公共施設のマネジメントに当たっては、公共施設の更新や維持管理・運営に係る費用の抑制や平準化、保有する公的不動産の有効活用等により財政負担の軽減を図ります。

(2) 公共施設マネジメント 3 原則

これまでと同じ水準で公共施設整備への投資を継続することが困難な財政状況の中で、公共施設の老朽化・防災対策を着実に推進し、市民ニーズ等を踏まえた施設機能の見直し・充実を図るため、施設保有量の最適化（総量縮減）や維持管理・運営費用の削減・平準化に取り組みます。

ア 分野横断的な視点に基づく保有量の最適化（総量縮減）

施設の機能をできる限り維持しながら量を減らすことを前提として、役割等を終えた公共施設の速やかな廃止・処分等を実施するとともに、将来に必要な施設サービスの質と量を踏まえた規模の最適化や機能の複合化（多機能化）、用途の転換など、公共施設の再編による施設保有量の最適化を図ります。

特に、機能の複合化（多機能化）に当たっては、それぞれの施設の所管課単独では進みにくい状況であるため、分野横断的な視点に基づく取組を強化します。

イ 計画的な保全による長寿命化

公共施設の老朽化対策を着実に推進するため、今後も保有していく施設については、不具合が発生してから修繕等を行う事後保全による対応を改め、定期的な点検・診断、修繕履歴等の把握・蓄積といった基礎的な取組を強化し、計画的な保全による長寿命化を図ります。

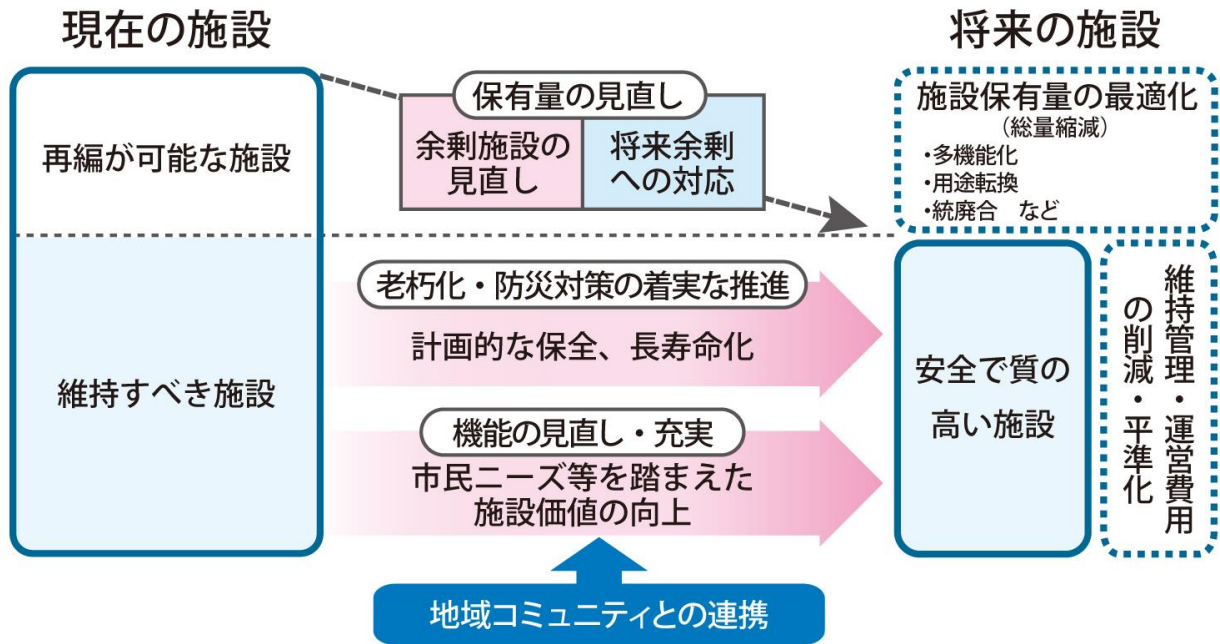
また、耐震性能の向上やユニバーサルデザイン等にも配慮し、既存の公共施設の有効活用を図ります。

ウ 効率的・効果的な維持管理・運営

施設保有量の最適化や施設の長寿命化を図る一方で、業務内容の見直しにより施設サービスの質を維持・向上させていくとともに、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進等とあわせて、光熱水費を含めた日常的な維持管理・運営費用の削減を図ります。

また、施設の機能に応じて、市民、民間企業、NPO法人等の多様な主体との協働による維持管理・運営を促進するとともに、保有する公的不動産を最大限生かした増収施策等の取組を強化します。

図表 4.1 公共施設マネジメントの展開イメージ



5. 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する方針

(1) 分野横断的な視点に基づく保有量の最適化

ア 施設情報の把握・分析

本市が保有する公共施設の全体像を統一的・分野横断的に把握するため、施設の基礎情報、建物情報、運営状況等の公共施設マネジメントを進めるうえで必要となる施設情報を継続的に蓄積し、一元化するとともに、固定資産台帳等と連携させながら、多角的に分析する取組を強化します。

分析の成果等を市民等にわかりやすく情報提供し、施設情報の見える化を図ることで、公共施設の現状と課題等に対する市民理解を促進します。

イ 再編（統合、廃止、多機能化等）の推進

施設情報の分析・評価結果や地域の実情を踏まえ、中長期的なまちづくりの観点から施設機能に着目した施設の再編を推進し、市民ニーズ等に対応した地域に必要な施設サービスの維持・向上とあわせて、施設保有量の縮減を図ります。

そのため、旧市町時代に整備された用途や目的が重複している施設の統廃合や広域化、公共サービスの必要性が乏しくなっている施設の廃止を検討するとともに、今後も保有していく施設のうち、各施設機能を集約する拠点となりうる施設については、他の機能の移転等による多機能化を図ります。

会議室など、各施設の多くが共通して保有している機能については、その施設の稼働率や立地を考慮し、一定の地域における類似機能の供給量の検証等を行ったうえで共用化を図ります。

公共サービスとして必要であっても市が施設を保有しない方法（以下「ソフト化」という。）といった最適な施設運営の手法を検討し、費用対効果の向上を図ります。

また、統合や廃止、多機能化等によって生じる未利用施設の売却・貸付により、施設整備に要する財源を確保します。

■ 本市におけるこれまでの取組事例

本市では、旧町各庁舎に設置されていた議会の議場等が市町合併に伴い空きスペースとなったため、これらのスペースを地区公民館や図書館分館、子育てセンターとして再利用しています。

また、平成 25 年 7 月に竣工した市役所についても、北但大震災の復興シンボルである旧本庁舎を組み込んで整備し、旧本庁舎を議場や市民交流センター（豊岡稽古堂）として再利用しています。

図表 5.1 各庁舎の利用状況

庁舎名	議場の利用状況	その他のスペースの利用状況
城崎庁舎	地区公民館	子育てセンター、図書館分館
竹野庁舎	図書館分館	地区公民館
日高庁舎	子育てセンター	図書館分館
出石庁舎	地区公民館	子育てセンター、図書館分館
但東庁舎	地区公民館	子育てセンター、図書館分館

図表 5.2 公共施設の再編に係る手法の例

対象施設	再編手法	再編内容	再編のイメージ
機能や施設は必要だが、保有する施設の規模や施設数を削減する必要がある施設	統廃合	・設置目的が同じである同一機能をもつ複数施設を、利用状況や近接性等を考慮して統合する。	
	多機能化（複合化）	・独立施設である必要のない施設のもつ機能を地域の拠点施設に移転し、設置目的が異なる施設を複合的に利用する。	
	類似機能の共用化	・設置目的は異なるが、会議室等の類似する機能をもつ複数施設を、利用状況や近接性等を考慮して統合する。	
	広域化	・国、県、近隣市町との広域連携により、地域外の住民も利用可能な施設を共同保有・相互利用する。	
機能は必要だが、施設を保有する必要のない施設	ソフト化（民間移管）	・施設を民間事業者に譲渡する、または施設を廃止し、市民には民間施設を利用してもらう。 ・自治会等に施設を譲渡する。	
	ソフト化（代替サービス）	・情報通信技術等を用いることにより施設を用いないサービス提供方法へ変更する。	

(ア) 施設評価の実施

一元化した施設情報を活用し、課題のある施設を客観的に抽出する施設評価を実施します。

そのうえで将来人口を踏まえた施設利用者の動向や類似施設の配置状況、一定の地域内における類似機能の供給量等について検証し、分野横断的に各施設の再編のあり方を検討します。

a 評価の対象となる施設

本市が保有する 574 施設のうち、類似施設や民間による代替性の低い施設（消防施設、供給処理施設、ポンプ場、斎場・霊苑など）、小規模な施設（おおむね 100 m²以下の施設：バス停留所、車庫、倉庫、公衆便所など）、評価になじまない施設（庁舎、文化財指定の施設など）を除く施設を対象とします。

図表 5.3 施設評価の対象から除外する施設

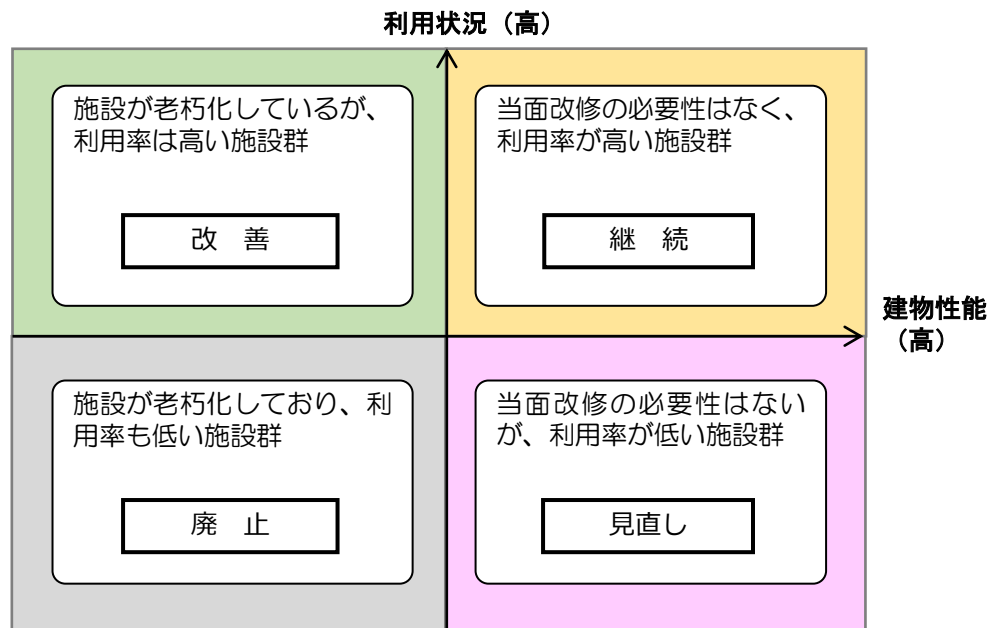
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 庁舎、その他行政施設（防災センター、市議会議場、豊岡稽古堂など）・ 消防施設、消防車庫・詰所、防災資機材庫、水防倉庫・ 供給処理施設（清掃センターなど）・ ポンプ場（排水場、排水ポンプ室）・ 公園（公園便益施設、休憩所）・ 斎場・霊苑・ 駐車場、バス停留所、交通関係施設（駅、駅前広場待合所など）・ 車庫、倉庫、公衆便所・ 文化財指定の施設 |
|--|

b 評価方法

施設評価では、建物性能（劣化度）と利用状況の両面からポートフォリオによる評価を行い、公共施設の一つひとつについて「継続」、「改善」、「見直し」、「廃止」に区分します。

なお、維持管理・運営費用の状況についても評価指標になると考えられる施設については、適宜、複数の評価指標を用いて多角的な分析を行います。

図表 5.4 ポートフォリオによる評価のイメージ



図表 5.5 評価結果に基づく取組の方向性

評価結果	取組の方向	
	施設面（ハード）	用途面（ソフト）
継 続	・保全計画を策定し、修繕等を実施する。	・さらなる改善を目指し、効果的かつ効率的な運用を進める。
改 善	・保全計画を策定し、修繕等を実施する。 ・建替え時において、多機能化や規模の縮小等を検討する。	・さらなる改善を目指し、効果的かつ効率的な運用を進める。
見 直 し	・保全計画を策定し、修繕等を実施する。 ・施設の民間への売却・貸付等について検討する。	・利用者増加など、利用状況の改善に向けた取組を検討する。 ・市民ニーズを踏まえ、他用途への転用、多機能化（廃止施設からの用途の受入等）等を検討する。 ・用途の廃止を検討する。
廃 止	・施設の除却や跡地の売却・貸付等を検討する。	・用途の廃止を検討する。 ・他の施設への用途の移転等を検討する。

(イ) 再編計画の策定

計画的な公共施設の再編・再整備を推進するため、その実施計画となる「公共施設再編計画（案）」を策定します。実施計画では、各施設類型の垣根を越えた相互連携を図ることとし、特に多機能化や類似機能の共有化の検討に際しては、分野横断的な検討を行います。

(ウ) まちづくりとの連携

本市では、過疎化や少子・高齢化の急速な進展を見据え、また、地域住民が自ら地域課題の解決について優先順位を付け、調整し、対策を実施するように、地区公民館の区域を単位とした「新しい地域コミュニティ」による協働の地域づくりに取り組んでいます。

その活動拠点として現在の地区公民館を廃止し、社会教育法にとらわれないコミュニティセンターへ移行します。

他方、本格的な人口減少社会が到来する中で、若い人たちの定住促進や交流人口の増加、日常生活に必要なサービスが身近に存在するまちの実現が全国的な課題となっています。

そのため、公共施設の再編に当たっては、地域コミュニティの取組と連携を図るとともに、施設跡地の活用や合築等による地域に必要な民間サービスの誘導、アーティスト・イン・レジデンスのように公共施設を生かした交流促進等についても検討し、将来のまちのあり方を踏まえた取組を展開します。

図表 5.6 コミュニティセンターの役割と管理方法



出典：豊岡市新しい地域コミュニティのあり方方針

ウ 再整備（更新）の実施

既存施設の建替え時には、「公共施設再編計画（案）」との整合を図り、多機能化など施設の集約を図ります。

建替えなど新たに整備する施設については、福祉性能や環境性能への配慮はもとより、ライフサイクルコストの低減効果を踏まえた整備内容とするとともに、市民ニーズの変化に柔軟に対応できるよう可変性の高い工法を検討します。

また、施設の用途や規模、必要な機能を踏まえて、「豊岡市の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針」に基づく低層建築物の木造化を推進します。

既存施設を単独で建替える場合は減築を原則とし、規模の適正化を図ります。

(2) 計画的な保全による長寿命化

ア 点検・診断等の充実

施設を安全に使い続けるため、建築基準法第 12 条第 1 項及び第 3 項に基づく定期点検の徹底を図ります。また、各部位・部材の不具合箇所を早期に発見する観点から、施設管理者が自ら点検を実施するためのマニュアルを作成し、施設管理者による日常点検の充実を図ります。

既に老朽化が進行している施設は、経年劣化や機能低下の程度を把握し、それを考慮した計画的な保全を図るため、劣化診断を実施します。

点検・診断結果や修繕履歴等の蓄積、分析を進め、計画的な保全に取り組むための基礎情報として活用を図ります。その場合、点検・診断等に関する体制整備についても検討します。

■ 建築基準法第 12 条第 1 項及び第 3 項に基づく定期点検

平成 17 年の建築基準法改正により、一定の用途・規模を満たす公共建築物については、建築物及び建築設備の損傷・腐食・劣化等の定期的な点検が義務付けられています。

図表 5.7 定期点検の対象となる施設・設備

- ① 床面積の合計が 100 m²を超える特殊建築物※
- ② 階数が 5 以上かつ延床面積が 1,000 m²を超える事務所等
- ③ 昇降機及び遊戯施設の点検は、建築物の用途・規模に関わらず点検が必要

※特殊建築物：学校、体育館、病院、診療所、劇場、観覧場、集会場、旅館、共同住宅、倉庫など

イ 計画的な保全、長寿命化の実施

今後も保有していく施設については、不具合が発生してから修繕等を行う事後保全ではなく、損傷が軽微である段階から修繕等を行う予防保全へと転換し、計画的な保全を図ります。計画的な保全により施設の長寿命化を推進し、更新費用の平準化や一定期間内における更新費用の総額の削減を図ります。

なお、建替え周期は、標準的な耐用年数である 60 年を基本とし、耐震診断や劣化診断の結果等により更に使用が可能であれば 80 年まで長期使用を図ります。ただし、安全面、財政面及び機能面の観点で早期の建替えが効果的と判断できる場合は、整備時期を早めるなど実態に即した施設整備を図ります。

また、今後新たに整備する施設については、施設使用の計画期間を明確にし、長期使用が見込まれる施設は、目標使用年数を 80 年以上とします。

(ア) 部位を絞り込んだ予防保全

建築、電気設備、機械設備の各部位に対して、優先的に予防保全を実施すべき部位、あるいは事後保全でも支障がない部位等を設定し、経済的かつ効果的な修繕等を実施します。

なお、新たに整備する施設については、企画・設計の段階でライフサイクルコストの評価や保全計画を策定するものとし、施設使用の計画期間を踏まえた計画的な保全を推進します。

(イ) 施設類型別保全計画の策定

計画的な保全を推進するため、修繕費用等のシミュレーションに基づく中長期保全計画を策定するとともに、施設類型を「学校施設」「市営住宅」「その他の施設（庁舎、市民利用施設等）」の3分野に分け、各施設類型に応じた短期保全計画（5～10年程度）を策定します。

また、施設の劣化度や施設の重要度等を踏まえ、分野横断的な観点から修繕の優先度を判定する手法を確立し、効率的・効果的な保全を図ります。

ウ 安全確保及び耐震化の実施

施設利用者の安全及び防災機能を確保する観点から、点検・診断結果等により危険性が認められた施設については、安全確保の対策を早急に実施します。また、高い危険性が認められる施設については、供用廃止や除却（建物解体）を検討します。

「豊岡市耐震改修促進計画」（平成21年3月策定）に基づく取組を推進し、災害時における避難施設・避難場所、活動拠点等となる施設の耐震診断又は耐震改修を優先的に実施します。

(3) 効率的・効果的な維持管理・運営

ア 維持管理・運営費の削減

本市では、「第2次豊岡市行政改革大綱（平成22年度～25年度）」において、公共施設の維持管理費の徹底削減、使用料の見直しや利用収入の増加、同種施設の一元管理や指定管理への移行による経費の削減等に取り組んできました。

これまでの実績を生かし、「第3次豊岡市行政改革大綱（平成26年度～33年度）」の取組も踏まえ、引き続き維持管理・運営費の削減を図るとともに、民間が行う方が費用対効果の高い運営が期待できる施設については、民間委託等を進めます。

施設の維持管理を事後保全から予防保全に切り替えることによる維持管理費用の増加に対しては、多くの施設の予防保全を包括的に民間委託することによるスケールメリットを生かすなど、効率的な維持管理のあり方を検討します。

イ 保有資産の有効活用

公共施設の再編に伴う未利用施設の売却・貸付、広告の掲出やネーミングライツの販売など、施設整備や維持管理に係る自主財源の確保に向けた取組を推進します。また、保有資産の有効活用について、市民、民間企業、NPO法人、社会企業家、大学等の多様な主体との対話や提案を受け付ける場の創出など、新しい仕組みを検討します。

6. 推進体制等

(1) 推進体制

ア 全庁横断的な推進体制の構築

平成 27 年度以降、公共施設再編計画や中長期保全計画を策定し、公共施設マネジメントを進めていきますが、その際には、現在庁内に設置している「公共施設マネジメント推進委員会」により全庁横断的に施設の維持管理、機能の提供についての議論を深め、真に市民に必要な施設のあり方を継続的に検討します。

イ 職員の意識醸成と専門技術等の向上

分野横断的に公共施設マネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりが公共施設マネジメントの意義を理解し、創意工夫のもとに実践していくことが重要です。このため、職員を対象とした研修会を定期的を開催するなど、職員の意識啓発や、施設の点検や修繕等に係るノウハウの蓄積・継承に向けた取組を進めます。

ウ 広域的な連携

効率的かつ効果的な施設サービスを提供していくため、市外の住民も利用可能な施設については、本市のみならず、但馬地域内や京都府内の近隣市町、兵庫県、国との共同保有、相互利用を図るなど、更なる広域的な連携について検討します。

(2) 情報の一元管理・共有化

公共施設マネジメントの推進に必要となる施設情報を一元的に管理・共有化するため、施設情報のデータベース化を進めます。

また、施設保有量の最適化や計画的な保全等の円滑な執行を支援する「公共施設マネジメントシステム（仮称）」を構築し、公共施設マネジメントを推進するために必要な施設情報を継続的に更新、活用していくための仕組みを検討します。

(3) 市民との情報共有

公共施設マネジメントを推進していくためには、市民の理解が必要不可欠となるため、市民と施設情報や問題意識を共有し、相互理解のうえ検討を進めます。

特に、公共施設の再編等については、将来のまちのあり方に関わるものであることから、個別施設の再編・再整備等を行う事業実施段階においてのみならず、計画策定等の段階においても市民への十分な情報提供、意見聴取の場の設置等を図ります。

7. 用語の説明



アーティスト・イン・レジデンス

招聘されたアーティストが、ある土地に滞在し、作品の制作やリサーチ活動を行なうこと、またそれらの活動を支援する制度を指す。

本市では、舞台芸術を中心とした創造活動の拠点として、城崎国際アートセンターが平成 26 年 4 月にオープンしている。

(22 ページ掲載)



改修

劣化した建物等の性能、機能を初期の水準以上に改善すること。

大規模改修とは、竣工後 20 年から 30 年にかけて建物全体に対して行う修繕・更新等（バリアフリー対応等の社会的改修を含む）をいう。

(1・6・11・13・14・21 ページ掲載)

合併特例期間

市町合併から 10 年間(平成 27 年度まで)、国から地方交付税の優遇措置、合併特例債の適用による財政支援を受けている期間。

(11 ページ掲載)

合併特例債

市町合併に伴い特に必要となる事業に充てることができる有利な市債(借金の返済額の多くを国が交付税として補てんするもので、返済額の 70%を国が補てんするもの)。

(11 ページ掲載)

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に

削減できない極めて硬直性が強い経費。扶助費のほか、職員の給与等の人件費、地方債の元利償還金等の公債費からなる。

(11 ページ掲載)

減築

建物を改築する際に、床面積を減らすこと。

(22 ページ掲載)

公営企業

水の供給や下水の処理、医療の提供等の事業を行うため、地方公共団体が経営する企業活動の総称。特別会計を設けて運営される。

(1 ページ掲載)

固定資産台帳

固定資産の取得から除売却処分に至るまでの経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもの。

(18 ページ掲載)

コミュニティセンター

地域コミュニティの活動拠点となる施設。本市においては、現在の地区公民館をコミュニティセンターへ移行し、これまでから地区公民館が担っている社会教育活動以外の活動も広く展開できる場として位置付けている。

(22 ページ掲載)



事後保全

対象物に異常や故障が発生又は確

認された段階で、初めて修繕等を実施する方法。

(23・24・25 ページ掲載)

市税

本市が課税する税金で市民税、固定資産税、軽自動車税等の総称。

(11 ページ掲載)

指定管理

民間能力の活用により住民サービスの向上や経費の削減を図ることを目的として、公の施設の管理を指定管理者に委任すること。

指定管理者の範囲は、民間事業者を含む法人その他の団体であり、自治会等の一定の団体であれば法人格は必ずしも必要としない。

(25 ページ掲載)

修繕

劣化した材料、部材、部品、機器等の性能、機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させること。

(6・13・15・16・21・23・24・26 ページ掲載)

新耐震基準

建築物の建築の際に考慮しなければならない基準は建築基準法によって定められており、地震に対して安全な建築物とするための基準を耐震基準と呼ぶ。現行の基準は、昭和 56 年の建築基準法の改正によるもので、それ以前の耐震基準と区別するために新耐震基準と呼ばれている。

(8 ページ掲載)

スケールメリット

同種のもものが集まり、規模が大きくなることによって得られる利点。

(25 ページ掲載)



耐震化

耐震改修のほか、建築物の建替えにより耐震性を確保することを含め、建築物の地震に対する安全性を向上させること。

(8・24 ページ掲載)

耐震改修

新耐震基準（現行の耐震基準）に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え、一部の除却又は敷地の整備（擁壁の補強など）を行うこと。

(8・24 ページ掲載)

地域コミュニティ

一般には居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。生産・自治・風俗・習慣等で深い結びつきをもつ共同体を言う。

ここでは地域社会を運営する上で、相互に連携を図りながら協力しあう互助組織、行政区・町内会等の自治組織、スポーツ・文化・芸術等関係団体等の多様な主体を包括した共同体を指す。

(9・15・22 ページ掲載)

地方交付税

地方公共団体間の財政不均衡を是正し、必要な財源を確保するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。

地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

(11 ページ掲載)

投資的経費

公共施設整備等の将来に残るものに支出される経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費等から構成される。

(11 ページ掲載)

な_行

ネーミングライツ

公共施設等に名称をつけることができる権利。

(25 ページ掲載)

は_行

扶助費

社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費のこと。

(1・11 ページ掲載)

普通交付税

地方交付税を参照

(11 ページ掲載)

ポートフォリオ

資産戦略や資産運用で、2 次以上の評価指標を用いる資産分類、戦略分類の手法。

(20 ページ掲載)

や_行

ユニバーサルデザイン

もともとあった障壁を取り除くことを目指すバリアフリーの概念をさらに進めて、最初からすべての人に使いやすいように配慮されたデザインのこと。

(16 ページ掲載)

予防保全

計画的に対象物の点検や修繕等を

行い、使用中の故障を未然に防止する方法。

(23・24・25 ページ掲載)

ら_行

ライフサイクルコスト

生涯費用のこと。建物の企画・設計から、それを建設し運用した後、除却するに至るまでの期間(ライフサイクル)に費やされる費用。

(22・24 ページ掲載)